

報道機関各位

5月15日（月）、指定都市市長会は、
「第55回指定都市市長会議」を開催し、
4件の提言・要請を採択しました。

《採択した提言・要請・決議》

- (1) 新型コロナワクチン接種の円滑な実施に向けた指定都市市長会要請
- (2) 既存の道路空間を活用した新たな公共交通機能の導入に関する指定都市市長会要請
- (3) 障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言
- (4) 地域経済の成長発展に資する土地利用に関する指定都市市長会提言

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 提言文・要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：嵯峨^{さが}/藤田） Tel 03-3591-4772

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向けた 指定都市市長会要請

新型コロナウイルス感染症については、4月27日に開催された厚生科学審議会感染症部会において、病原性が大きく異なる変異株の出現等の科学的な前提が異なるような特段の事情は生じていないと判断され、これを受け政府は、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「5類感染症」に位置づけることを正式に決定したところである。

このような中、国は地方自治体に対して、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の令和5年春開始接種の実施については、実施内容の詳細を新年度に移行する直前に示し、また、秋開始接種の実施内容についても、早期に示される見通しが立っておらず、地方自治体の準備に支障を来しており、中長期的な地方自治体の接種計画の策定が困難な状況にある。

さらに、これまでワクチン接種は、国の負担により実施するものであることを踏まえ、全額国庫負担により実施してきたが、令和5年度における国庫補助上限案が唐突に示されたことから、地方自治体に負担が生じることが懸念される状況にもある。

指定都市市長会は引き続き、機動的かつ効果的な緊急時対応が可能となるよう、希望する指定都市への感染症対策に必要な道府県知事の事務・権限の移譲及び財政措置の充実を求めていくが、現行法制下においても、各指定都市は、感染症危機に対峙する最前線の地方自治体として再度の感染拡大に備えながら、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、今後も我が国全体の感染拡大抑制に大きく貢献する新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいく所存である。

そこで、指定都市の対応に万全を期すため、ワクチン接種の円滑な実施に向けて、指定都市市長会として以下のとおり要請するものである。

1 ワクチン接種体制確保に係る全額国費負担の継続について

国庫補助への上限設定については、地方自治体の個別の事情を一切考慮しておらず、大都市においては、コールセンター業務や接種券の再発行・管理業務、集団接種の体制整備等の事務に上限を超える費用が掛かり、地方自治体に負担が生じる可能性が懸念され、円滑なワクチン接種に支障を来すおそれがある。

特例臨時接種期間中のワクチン接種は国の負担により実施するものであることを踏まえ、ワクチン接種体制確保に係る経費について、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体に負担が生じないよう、全額国費による財政措置を継続すること。

2 今後のワクチン接種に係る実施内容の早期提示について

国の実施内容の決定から、ワクチン接種の開始までに地方自治体での十分な準備期間を確保できるよう、令和5年秋開始接種の実施内容を早期に地方自治体に示すとともに、令和6年度の実施方針については、来年度予算編成等に大きな影響があることから半年以上前に地方自治体に示すこと。

特に、特例臨時接種を実施する中、これまでも制度改正や方針等を見直す際に、情報が早期に提示されず、準備事務の費用増や非効率にもつながったことから、今後見直しを行う際は、地方自治体の準備期間を考慮のうえ、速やかに制度の詳細を示すとともに情報提供や意見交換を行うこと。

3 ワクチン接種費用単価の引き上げについて

接種費用単価について、休日や時間外については加算が設けられたが、平日の単価（2,070円）については、各指定都市の実情に応じて設定された定期接種の接種費用と比較しても低く設定されているほか、往診による接種や慎重な対応が求められる小児への接種など、接種に要する時間、労力等が反映されていない統一単価となっており、円滑な接種の推進に支障を来すおそれがあることから、適正な水準に引き上げること。

4 ワクチン接種の有効性・安全性等に関する周知等について

ワクチンの特性や安全性、有効性及び長期的な副反応が疑われる症状を含む副反応に関する情報や接種の社会的意義について引き続き十分に周知するとともに、接種をしない者に対する差別や偏見を生まないように配慮した情報発信を行うこと。

また、我が国を含む各国の接種状況等を分析した上で、その効果と副反応等に関する積極的かつ正確な情報発信を行い、国民に十分な理解が得られるよう努めること。

さらに、特例臨時接種終了後も続く想定されるワクチンの長期的な副反応に対応するため、専門的な相談体制を構築した場合、必要な財源を全額国庫負担により措置すること。

5 国産ワクチンの早期実用化について

将来にわたり十分な量のワクチンを安定的に供給するためにも、国産ワクチンの研究開発の支援、生産体制の強化が図られるよう、早期実用化に向けた必要な支援を強力で推進すること。

また、国産ワクチンの承認審査にあたっては、副反応の少なさなど安全性を十分に考慮して評価し、副反応に対する懸念の低い国産ワクチンを早期に実用化すること。

令和 年 月 日
指 定 都 市 市 長 会

既存の道路空間を活用した新たな公共交通機能の導入に関する 指定都市市長会要請

人口減少・少子高齢化が進展する中、持続可能でにぎわいと活力のある都市を実現するためには、公共交通と都市機能の集積を連動させたまちづくりの推進が不可欠となっている。

こうした中、国においては、今国会で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が制定されたほか、道路のパフォーマンスの向上により、渋滞対策の強化等を図るための事業の検討が行われている。

多くの指定都市の中心市街地やその周辺においては、朝夕のラッシュ時を中心に交通渋滞が常態化しており、バス等の公共交通の定時性・速達性が確保できず、自家用車から公共交通への転換を阻害する要因になっているという現状を直視するならば、「公共交通への転換による自動車交通の総量抑制効果」が認められるエリアにおいては、地域の関係者が認識を共有し、一体となってエリア全体で公共交通の機能を最大限に活かした道路空間の再整備に取り組んでいくことが益々重要になっている。こうしたことから、既存の道路空間を活用した新たな公共交通機能（バス専用レーン、LRT等）の導入が着実に進むよう、下記のとおり支援を要請する。

記

- 1 公共交通の優先性を高めるための道路空間の再整備を迅速かつ的確に行うに当たり、交通管理者・道路管理者を始めとした関係者間で認識の共有化を図るための仕組みづくり（協議の場の設置やこれに係る指針の作成など）を行うこと。
- 2 「公共交通への転換による自動車交通の総量抑制効果」を加味した構造基準の弾力的な運用（車線数や車線幅員の設定に係る基準の緩和など）に関する規定を整備すること。
- 3 令和5年度予算において、社会資本整備総合交付金の「都市・地域交通戦略推進事業」に、都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成する鉄道・LRT・BRT等の走行空間の整備が支援対象に追加されたが、引き続き、令和6年度予算においても、こうした公共交通軸の導入及びこれに伴う道路改良などに対する財政支援の充実を図ること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法において、障害福祉サービス費の国の費用負担については、市町村が負担する費用の 100 分の 50 としたうえで、国の財政責任を明確化するため、従前の国が補助する仕組みから義務的に負担する仕組みに改められており、平成 25 年 4 月施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）においても、同様の取扱いとされている。

しかしながら、障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについては、市町村が支給決定した実際の給付額に基づいた国庫負担ではなく、障害者総合支援法の趣旨を超え、政令において別途設定された国庫負担基準に基づき、国の負担範囲を限定しているため、指定都市の総額で 217 億円（令和 3 年度実績）もの超過負担が生じている。

とりわけ、障害福祉サービス利用者は、65 歳以上になった場合、障害者総合支援法において、同様のサービスがある介護保険サービスを優先利用することとされているが、介護保険サービスのみによって必要なサービスを確保できない場合は、障害福祉サービスを適用することが、厚生労働省事務連絡（※）により求められているにもかかわらず、居宅介護については、国庫負担金は支給されず全額が市町村負担となっている。また、重度訪問介護については、介護保険で賄える訪問介護の割合は約 10% であるにもかかわらず、国庫負担基準では 2 / 3 相当が介護保険で賄える前提で設定されており、多額の超過負担が生じている。

障害福祉サービス費は、地方財政法第 10 条により国が市町村費用の一定割合を負担することを義務付けられているにもかかわらず、同法第 18 条で規定されている「必要で且つ十分な金額を基礎として」算定されるべき国庫負担金が、全くあるいは十分に算定されていない状況である。このような現行の国庫負担基準は、国が地方公共団体に負担を転嫁することを禁止する同法第 2 条第 2 項の規定にも反するものと考えられる。

障害の重度化や高齢化が進展しており、今後もサービスの伸びが見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくためには、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定時を捉え、抜本的な制度改正が急務であり、市町村の超過負担が解消される適切な財政措置が行われるよう、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 介護保険対象者の居宅介護を国庫負担の対象とすること。
- 2 介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準を市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。
- 3 介護保険対象者に限らず、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

※ 厚生労働省事務連絡（H27.2.18）（一部抜粋）「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。」

地域経済の成長発展に資する土地利用に関する指定都市市長会提言

地域経済の持続的な成長を図るためには、新たな設備投資を生み出し、地域経済の好循環を実現することが重要である。

平成29年に施行された地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業の促進により、地域の成長発展の基盤強化を図ろうとするものである。

同法は税制による支援措置のほか、農地転用許可や市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮など規制に関する特例措置が設けられている。

これらの措置により、地域を牽引する事業者の創出及び更なる事業拡大と設備投資が可能となっている。

しかしながら、市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮を受けることができる対象の施設は限られており、地域経済を牽引する事業であっても、対象施設と密接な関係のある既存施設に試験研究施設がない場合はその配慮の対象外となっている。

このため、試作品による検証や生産技術の確立・向上を継続的に実施するための試験研究施設又は工場を既存の工場近傍に一体的に立地することができず、地域の成長発展を阻害する要因となっている。

令和5年7月頃を目途に示される新たな「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）の策定にあたり、次のことを提言する。

記

現行の基本的な方針中「第一 へ (3) ②(ii)原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍」に、『「現に産業団地に立地している工場」の近傍に立地する研究施設又は工場』を追加すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会